

私議 議院規則論〔その二〕

前田英昭

II 議院規則論〔東京朝日新聞掲載〕

〔成立規則と議院規則〕

議院規則なるものは、憲法及び議院法の範囲内において、議院内部の整理運用を規するところの準繩なり。議事の整理これにより、實際の働きこれによる。「両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得」といえる憲法第五十一条の明文によつて、議院自身の制定実行すべきものなりとす。しかるに、我が国今回の事たること、皆草創に属す。なかんづく議院成立の手續のごとき、政府においてこれを規定するにあらずん

ば、乱雑にしてその帰するところを得べからず。これ両議院成立規則の発布あるゆえんにして、すなわち、その勅文にも「朕・・・帝國議會初度ノ召集ニ際シ議院時ニ及テ自ラ其ノ規則ヲ定ムルノ困難ナルヲ顧念シ茲（ここ）ニ必要ヲ認メ兩議院ノ為ニ仮ニ成立規則・・・ヲ公布セシメ成立ノ際議院ヲシテ遵依スル所アラシム」とあるゆえんなり。理においては、政府なるもの、かくのごとき干渉をなすべからずといえども、実においては、甚だ切要の機宜たり。もしそれ、かの議院規則案を草して各議員の参考に供せる

がごとき、畢竟ただこれ、政府の好意として見るべきのみ。各議員にして、これを採用せしとせば、これを採用べく、採るべからずとせば、捨てて顧みざるも可ならん。ただ、便宜のためには、なかんづく初期国会、議すべきことは多くして、日は限りあるの際、修正すべきは修正を加えて、まず、これを採用し、本年の一期だけは、これをもって取り行い、しかして實際運用の経歴により、なお修補すべきものあるを發見せば、おもむろにこれを改正して漸次整頓整備するもあえて遅からずと思考す。

成立規則と、かの議院規則案とは、もと相連続すべきものにして、相分離すべきものにあらず。今回、初期国会の成立手続については、まず、かの成立規則によつてこれを履行して、しかしてかの議院規則案の採否もしくは議院規則制定の事を決すべしといえども、今、議院がその規則案を制定するや、かの成立規則と、及び、かの議院規則案とを(もし果たして議院規則案を採用するとせば)合併して、もつて一部の議院規則を完成せざるべからず。かの事務局より配布したる議院規則案のみにては、いまだもつて議院規則の全文とすべからず。

成立規則を第一章とし、議院規則案をこれに連続せしめ

て初めて、議院規則の全部を構成するものなり。ゆえに、初め、議院規則案、すなわち、委員に関する条項以下のみ配布せられて、その首部たる成立規則の配布せられざるにより、該成立規則案なりというものは、吾人これを見聞したれど、体ありて首なきの不具規則、むしろその首の出づるを待つて討論するの優れるにしかざるを信じ、爾来、議院規則案討論のことは、これを見合わせおりしが、これが首部、すなわち、成立規則もいよいよ發布されたれば、少しく吾人の意見を開陳して、もつて貴衆代議士の参考に供えんと欲す。

既にこれを前記せるごとく、成立規則は、もと議院規則中にあるべきものなり。今回、初期集会の際に当たりてこれを施行せば、もはや勅令第二百二十号、すなわち、成立規則制定の趣意は、これを終わるものにして、議院はかの議院規則案とともに、この成立規則をも、合わせ議して一部の議院規則を完成すべきものなり。ゆえに、吾人もまた、まず成立規則より評論を試みて、しかしてかの議院規則案に及ぶこととせん。但し、吾人は、便宜のため、及び、比較的切要のため、衆議院規則についてのみ、觀察を下すこととなすものなり。

しかして、またなお付言すべきものあり。議院規則は、もと議院法に出づ。議院規則を論ぜんよりは、まず議院法を論じて、その改正を求めざるべからざるものありといえども、これは徐々にすることを得べし。とりあえず緊要なるものは、議院規則そのものの条項にありとす。ゆえに、議院法は既定のとおりにして、変更なきものと仮定し、専ら既定議院法の範囲内において議院規則を論ずることとなすべし。

〔召集〕

成立規則第一条は、集会期日を午前九時と定めたり。衆議院規則案第四十九条の「会議は通常午前九時に始む」と相まつて、この制定とはなしたるなるべし。けだし、普通一般の考へにては、午前九時をもって始業時限とすること通例ならん。しかれども、議員なるものは、悉く無職無業なるもののみならず。地方よりわざわざ上京し来りて、専務議員業にのみ従事するものは格別、しからざるものは皆昼間それぞれの職業を有するものなり。しかるに、今、午前九時をもって開場時限となさんか、これらの人はたちまちにして非常の不便を感じずべし。職業をなげうつにあらざれば、しばしば欠席するのやむを得ざるに出づべく、職

業を守らんと欲せば、やむなく代議士の任を辞せざるを得ざるに至るべし。国家のためには生命を捨つ、いわんや職業をや、などいう無職業無責任の放論は、吾人これを聞くを欲せず。午前九時ごろより始むるにあらざればかなわざることあらば格別、いやしくもさる必要な限りは、かくのごとき時限となして、もつて有職業議員の不便をかもすべからず。ゆえに、吾人はこれを今の府会もしくは市会等の例にならない、午後四時ごろより開始することになさんと欲す。すなわち、成立規則第一条に対しては、「議員は召集の勅諭に指定したる期日の午後四時衆議院に集会すべし」となさんことを欲す。少数有職業議員の便否のごときは、何ぞ問うことを要せん、普通の慣例どおり午前九時より始むべしなどという論者の多き間は、我が帝国議會も到底無職業的士（さむらい）論たるを免かれざるなり。

〔議長候補者の選挙〕

成立規則第三条は「午前十時に至り集会者総議員三分の一に満ちたるときは書記官長は議員をして議長候補者の選挙を行わしむべし」といへり。「両議員ハ各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲナスコトヲ得ス」とは憲法第四十六条の規定なり。三百代議士にお

ける三分の一、百人はすなわち三分の一なり。しかして「満ちたる」と「以上」と、この二者は如何。「百以上」というときは百位を含み、「百に満つる」というときまた百位を含む。ゆえに「三分の一に満ち」というも「三分の一以上」というも、その意味においては同一ならんかなれど、しかれども「百以上」というときは百一という希望を有し、「百に満ちたるときは」というときは九十幾つより積んで初めて百に至れば、もはや足れるというの意味を含む。否、さる議論は、しばらくおくも、憲法既に「三分ノ一以上」という文字を用いたる以上は、あくまで同一の文字を用いるをもって、穩当の用法とすべし。何ぞことさらに「三分の一に満ちたるときは」と言わんや。ゆえに、吾人はこれを修正して、「三分の一以上に至れるときは」となさんと欲す。しかして吾人はさらに一步を進めて論ずべし。本条「午前十時に至り」云々とは何ぞ。午前十時に至るも三分の一に満たざるときはいかにするや。論ずるまでもなく、その満つるを待つとならん。何ぞ特に「午前十時」と書き出だすに及ばんや。いわんや第一条既に午前九時と標識せるおや。三分の一にさえ満ちたらば、時間のごときは、これを問うことを要せざるべし。ゆえに、本条「午前十時に至り」

の七字はこれを削除せんと欲す(第二十四条またこれに準ず)。かつ、かの時限のごときは、規則調製の仕方によりては、あえて必ずしもここに掲ぐることを要せざるものなり。例えば衆議院規則案第三章會議散会及び延会の章における會議開始時刻等をもってこれを規することを得べければなり。

(明治二十三年十月十四日)

成立規則第六条に「投票終わりたるときは書記官長書記官とともに議員の面前において投票の数を計算し投票の数名刺の数に超過したるときはさらに投票を行わしむべし」とあり。この処置、けだしよからん。しかれども、本条は単に投票の数名刺の数に超過したるときのみを指す。しからば、もし名刺の数投票の数に超過したるときは不問におくや。そもそもこの種の監査法を立つるゆえんのもの、投票の正実ならんことを求むるがためなり。投票の数と名刺の数と相一致せしむるは、その正確を保せんがためなり。投票の数名刺の数に超過したるときさらに投票を行うは、例せば一人にして二枚以上の投票をなしたるの疑いあればなり。名刺の数投票の数に超過したるとき、これまた必ず何かの異事あるに相違なし。けだし、投票の数名刺の数に

超過することは、あるいはたやすくあり得べきところにして、名刺の数投票の数に超過するときは、ほとんどあり得べからず。よし、これあるも、関するに足らざるべきかなれど、いまだもって投票の正確を保すること完全なりというべからず。よつて、むしろ本条は「投票の数名刺の数と一致せざるときはさらに投票を行わしむべし」と修正せんと欲す。

〔議席・部属の指定〕

成立規則第十五条は、「議長は議長席に着きたる後書記官をして抽籤せしめ総議員の議席及び部属を定む」といへり。これをもつて、これを見るときは、その党派分け主義にあらずして、錯雑抽籤主義たること明らかし。党派分け主義のごときは、これ、その自然に任すべきものにして、徒に外国の状況を学び、初期国会の早々より党派によつて議席を区別するを要せず。今日の実際において、抽籤席次をもつて適当とすべし。また、その部属を定むることは、これ議院法の規定によるものにして、そもそも議院法の「各議院ハ・・・総議員ヲ数部ニ分割シ每部部长一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ」と定めたるものは、何らの必要に基づくものなるや、甚だ不了解なりといえども、議院法のかくのご

とくこれを指示する間は、衆議院規則はこれによらざるべからず。ゆえに、本条の規定もまた当然なり。されど部属のなすべき事務職権は、何なるや、議院法中、別に掲ぐるところなく、もし衆議院規則案を引き来たりてこれを求めるも、わずかに常任委員選挙の手續あるのみ。ただ、これがために、あらかじめ部族を定め、部長を置き、理事を置くも、贅沢ならずや。しかして成立規則第二十条のごときは、「部長は部の事務を整理す」など称す知らず。何らの事務がある。けだし、思うに、諸般の通知通牒等、三百代議士一々にては煩雜なるにより、部属を定めてその部属に通知通牒等するくらいの事務ならんか。何さま部のなすべき職務、豪もこれを掲記せざるは甚だ不完全なり。よろしくこの辺の条項に「部は何の事務をなす」ということを掲記すべし。

成立規則第十六条は「議員の議席は毎会期にこれを定め各席に号数を付す」という。吾人は、これを毎任期に定めることと修正せんと欲す。何となれば、これら議席を定め、号数を付するゆえんのは、畢竟、一の便宜にほかならず、しかして便宜において記憶ほど便なるものはあらず。一会期ごとに議席番号を変更するは、畢竟、この記憶を無

効に属せしむるものなり。便宜のためにするゆえんにあらざればなり。かつ吾人は、部属をも、やはりこれを毎会期に定むることとなさずして、毎任期に定むることとなさんと欲す。その理由、議席におけると同じ。ついでには、第十六条第十七条はもちろん、第十五条、第十八条、第二十四条等、悉く毎任期的の修正を加うべきことももちろんにして、また、あるいは別に新条項を設くる場合もあらん。もしそれ、その案のごときは、別にこれを掲げずとも知れ切つたることなれば、ここにはただその希望のあるところを述ぶるのみ。

(明治二十三年十月十五日)

〔全院委員長〕

衆議院規則案第七条に「全院委員長故障あるときは第一部長をしてその職務を行わしむべし第一部長また故障あるときは順次に第二部長以下をしてこれを行わしむべし」とあり。部長なるものは、何ぞただ便宜のため抽籤をもって區別したる部の長なるのみならずや。わずかに一部の選挙に成れるものならずや。しかるに一躍して全院の長たらしむ、これ何ぞや。全院委員長の選挙は、まず、いかに規定せる。過半数を得たる者をもって当選人とする定めならん

や。これを例せば、百五十一以上の投票を得たる者をもって初めて全院委員長とするならずや。しかして、かの部長なるものは如何。二百九十八人(三百代議士より正副議長を除く)を九部に分かちたるもの、すなわち三十三人もしくは三十四人を一部とし、この一部中において最多数を得たるもの、これ、すなわち部長ならずや。部長なるものは、最も多数を得たるものといえども、なおかつ三十三の投票を得たるものといえども、なおかつ三十三の投票を得たるものにすぎず。しかるに、突如この三十三得票者をもって百五十一得票者に代わらしむ。たとい一時便宜のためなりとも、あに、その当を得たるものならんや。よろしく本条を改め、「全院委員長故障あるときは仮委員長を選定すべしその選挙は前条(全院委員長選挙)の例による」となすべし。もし、あるいはそれにては徒に煩雑を求むるなりと言わんか、全院委員長、あに、しばしば故障あるものならんや。一仮委員長の選挙、あに、さほどに煩雑なるものならんや。よし面倒なりとするも、しからば、むしろ予め全院委員長とともに副委員長を選定することとすべし。議院法第二十一条には「全院委員長ハ一会期コトニ開会ノ始ニ於テ之ヲ選挙ス」とありて、副委員長の設置を認めざるがご

としといえども、便宜次第、解釈次第によりては、副委員長を置くも何の妨げかこれあらん。もし仮委員長選挙をもつて面倒なりとせば、本条をば全く改め「全院委員長の選挙終われば副委員長を選挙すべしその選挙は前条の例による」とすべし。何さま、部長をもつて委員長に代うるは吾人の服せざるところなり。

〔全院委員会〕

衆議院規則案第十一条に「全院委員会における動議は一人以上の賛成により議題となすべし」とあり。けだし、およそ動議は少なくとも十人ないし二十人以上の賛成あるにあらざれば議題となすことを得ざるは、議院法の規定によつてしかるところなり。ゆえに、本条を設けたるならん。しかれども、これは、ひとり全院委員会においてのみ、本条の設置を必要とするにあらざるなり。常任委員会、特別委員会、皆一人以上の賛成により議題となすの必要あらん。何ぞひとり全院委員会に限らんや。よろしくこの条項は、これを第一章第一節、すなわち通則のうちに掲ぐべきものなり。もし一步を進めてこれを論ぜんか、むしろ本条のごときものは、これを掲ぐるの必要なきものなり。如何となれば、およそ委員会なるものにおいて数人以上の賛成ある

にあらざれば、議題となすべからずなどということのあるべからざるは、当然なるのみならず、議院法といえども、むしろこれを禁ぜざればなり。議院法第二十九条は「凡テ議案ヲ発議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ発スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス」といふといえども、そは、すなわち、同条それ自らの明記するがごとく、議院そのものの会議についていうなり。委員会に向かつていうにあらざるなり。既に委員会に向かつてこれを言わず、何ぞ特に本案を設くるの必要あらんや。もし、それとも、ぜひこれについて何らかの定限法を設くるにあらざんば、不完全もしくは不安心なりとならば、すなわち、本条のごときものを設くるも可なりといえども、既にこれを設くるならば、これをこの全院委員の節に掲げずしてよろしく通則の節中に載すべし。

衆議院規則案第十二条は「全院委員会は自らその規則及び権限を議決することを得ず」といふ。しかして世の論者中には、往々これをもつて無用の規定とし、しからざれば、これを通則のうちに掲ぐべきをいう。しかし、第一条既に規して「委員の審査は議案の付託したる事件の外にわたることを得ず」といふ。何ぞさらに本条を置くの必要あらん

や。しかれども、吾人は少しく説異なるものあり。「審査」と「議決」とは、事、おのずから異なり、審査とは、何々の事件につき、これを委員会の審査に付すべしといいて、議院よりこれを委員会に付するものなり。第一条は、すなわち「委員の審査は」という審査そのものについてのみ規定せるなり。その他の言論について規定せるものにあらず。既に審査のために委員会を開くものなる以上は、その他に言論のあるべきはずなきがごとしといえども、既に人集まりてここにあり、言論の漲溢するおそれなきにあらず。ゆえに、第十二条の制限を設けたるならん。しかれども、吾人は、委員会内の規則をば委員会において定め得ることをなさんと欲す。委員会の権限を委員会そのものにおいて議決するは、吾人もまたとらざるところなり。しかれども、委員会の外に出でず委員会のうちにおいてのみ通用する規則制定の必要は、必ずこれあることと思う。これは委員会において議決するも不可なきにあらずや。かつ、本条は、単に全院委員会に向かつてのみその規則及び権限を議決することを得ずと規定す。しかれば、すなわち、他の常任委員会、特別委員会においては、これを議決し得る割合なり。あに不当ならずや。ゆえに、吾人は、この第十二条をば全

く削除して、しかして通則の中に「委員会は自らその権限を議決することを得ず」というの一個条をも設けんと欲す。もしそれ、「委員会は自らその規則を議決することを得」というの一個条をも設けんかなれど、別にこれを禁ずるの条項なき以上は、これを議決し得ること無論なり。吾人は、第一条をもつて委員の審査そのものについてのみ規定するものと解釈するものなり。ゆえに、単に権限議決禁止の条項のみを設け、しかして規則を議決し得るといふことは、別にこれを掲げざるも不可なしと思考す。もし、なお不安心なりとならば、「委員会は自らその規則を議決することを得」というの一個条を設くることもあえて拒まず。ただ、吾人は、すべての委員会は権限をば議決しあたわざるも、その会内の規則をば議決し得ることとなさんと企つるのみ。しかして第十二条を削除して通則中に以上吾人希望の条件を設けんと企つるのみ。

（明治二十三年十月十六日）

〔常任委員〕

衆議院規則案第十八条は、常任委員を分かちて資格審査委員、予算委員、懲罰委員、請願委員とせり。しかるに議院法第七十八条には「衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ

生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ」とあり。資格審査をなすは、臨時特別委員をもつてすべきものにして、予め常任委員を選定すべきものにあらず。ここにおいてか、本条の資格審査委員をもつて常任委員とせるは不穩当の処置なりとするの議論出づ。けだし、議員資格の審査のごとき最も公平不偏を旨とすべきものにして、しかして殊に党弊に陥りやすきものなり。ゆえに、議員資格審査事件発生したるときに臨んで、特に委員を設けてこれを審査せしむるは、一層党弊に陥りやすきなかだち（媒）たらずんばあらず。常任委員として予めこれを選挙しておくこと、吾人もまたこれを欲するところなりといえども、如何せん、議院法はかくのごとく、特別委員としてこれを指定せり。議院法の範圍内に立つべき議院規則、これと撞着することを得べからず。この常任委員連名中資格審査委員の一項は、やむなくこれを削除せざるを得ざるなり。けだし、思うに、議院法のこれをもつて特別委員と定めたるゆえんのもの、議員資格審査事件のごとき、実に異常のことにして、恐らく毎会期に発出すべきものにあらず。ゆえに、そのときに臨んで、特に委員を設くるを可としたるならん。また一理なき

にあらず。ただ、その不可なるは、党弊増長のなかだちたるがゆえなり。議院規則は、まずもつて資格審査委員をば特別委員となさざるあたわず。さらに、議院法改正論の起るあらば、その際に臨んで第七十八条改正の事を起すもあえて遅しとなさざるべきなり。

〔資格審査〕

衆議院規則案第四十三条は、資格審査に関する準訴訟法を定めたる末「被告議員天災事変により期限内に答弁書を差し出すことあたわざりしことを証明するときは議長はさらに期日を定め答弁書を差し出さしむることを得」と定めたり。しかして同四十五条には「被告議員期限内に答弁書を差し出さざるときは資格審査委員は直ちに審査の結果を報告することを得」とあり、期限内に答弁書の提出なし。すなわち、審査委員は、この第四十五条によりて直ちに審査の結果を報告したる後、被告は第四十三条末項によりその答弁書を差し出すあたわざりしゆえんを証明し出でなば、いかにするや。議長は、けだし、同項により、さらに期日を定めて答弁書を差し出さしむるならん。しかして審査委員はいかにするや。この第四十五条、すなわち、既に一旦なしたる報告に対していかにするや。この規則案中、

別に掲ぐるところなし。ついでには、よろしくこの第四十五条に一項を追加し「報告の後被告議員第四十三条末項により答弁書を差し出したるときはさらに審査の上再度の報告をなすべし」という意味をあらわすべし。もしそれ、後の報告が前の報告を取り消すことは別にこれを文字にあらわさざとも、当然ならん。しかして既にこの追加をなすこととしたときは、第四十七条にもまた一の追加をなさざるべからず。第四十七条は「委員その審査報告を議長に提出したるときは議長これを各議員に配付したる後院議に付すべし」とあり。既にこの院議に付したる後に至りて右の答弁書並びに再度報告提出相なりたるときは、さらに再議に付すべしという一項を追加せざるを得ず。さてさて厄介なることどもなり。むしろ、かの第四十三条末項を削除せんか。さりながら、事、代議士の資格に関する権利上重大なることなり。軽忽圧制の判決をなすべからず。右末項のごとき猶予法なくてはかなわず。されど、またこれがため、議院の再議を開くようにても、事、穏やかならず。よつては一策あり。この第四十七条にさらに一の追加をなすべし。いわく、第四十五条第一項(現在衆議院規則案にはただ本文のみ一項なれども、仮に吾人の説のごとく同条にさらに

一項の追加をなすこととし、すなわち、現第四十五条本文をもつてこの第一項とみなす)により提出したる審査報告については若干日間を隔てて後これを院議に付すべしと。かくのごとくせば、もつてこの弊を拯(すく)うに足らんか。

衆議院規則案第四十八条には「被告議員は自ら議院に弁明し又は他の議員をして代りて弁明せしむることを得」とあり。この「他の議員をして代弁せしむることを得」となしたるもの、甚だ可なり。しかるに、議院法第八十条但書に「但シ自身ノ資格審査ニ関ル會議ニ対シテハ弁明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス」とあり。これ、そのこと自己に関するをもつてなり。しからば、この第四十八条によりて、代りて弁明したるものは如何。そのこと自己自身の進退には関せずといえども、既に被告にかわり被告のために弁明す。表決に対する関係において被告それ自身と異なることなきなり。よつては、このところにまた一の追加を施し「代りて弁明したる議員はその表決に預かることを得ず」となさんことを欲す。

(明治二十三年十月十七日)

〔発言〕

衆議院規則案第五十一条第二項には「議長開議を宣告せざる間は何人も議事につきて発言することを得ず」とあり、同第五十三条には「議長散会又は延会を宣告したる後は何人も議事につき発言することを得ず」とあり。しかるに憲法第五十四条には「國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及発言スルコトヲ得」。議院法第四十二条には「國務大臣及政府委員ノ発言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ」とあり。ここにおいてか、世の論者皆曰く、議院規則は憲法及び議院法に抵触すと。しかれども、吾人をもってこれを見れば、あえて必ずしも抵触せずと思う。何となれば、世人はこの憲法第五十四条及び議院法第四十二条をもって議事中的ことに限らざるものと解釈するといえども、吾人はこの「何時タリトモ」の謂(いい)にして、決して議事中ならざるとにかかわらざる「何時タリトモ」の謂にあらざと解釈すればなり。いかに「何時タリトモ」とはいえ、あに、いまだ開議の宣告をなさざるときを指さすものならんや。あに、既に散会の宣告をなしたる後を指さすものならんや。開議の宣告をなさざるうちは、いまだ議会は開かれざるなり。散会の宣告をなしたる後は、もはや議会はこれ、あらざるなり。たとい議員は列席しおるとも、いまだ

法律上に議会の開かれたるにあらざるなり。議会なきときにおいて、あに、何人が発言的(まと)あらんや。憲法第五十四条及び議院法第四十二条の「何時タリトモ」は議事における「何時タリトモ」の謂なることは、その但書に「但シ之カ為ニ議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス」とあるをもつて知るべきなり。ゆえに、憲法及び議院法、衆議院規則案第五十一条並びに第五十三条は、相抵触せず、至当の規則案なりと評するものなり。

「議事日程」

衆議院規則案第五十七条には「議事日程にその議案の会議時刻を定めたる場合においてその時刻に至りたるときは議長は会議中の議事を中止して時刻を定めたる事件の会議に移るべし」とあり。しかして同第五十九条には「議事日程に指定したる日においてその記載事件の会議を開くことあたわざるとき、又は会議結局に至らざるときは、議長はさらにその日程を定むべし」とあり。この両条、あに、同一場合を指さすものにあらずや。「議事日程に某議案の会議時刻を定めたる場合においてその時刻に至りたるときは」云々というも、「議事日程に指定したる日においてその記載事件の会議を開くことあたわざるとき」云々というも、そ

の実例において何の相違がある。けだし、思うに、第五十七条は、ある日の中において甲議事いまだ終わらざるとき乙議事の会議時刻至りたる場合を指さすなるべく、第五十九条は、ある日の会議時刻において前日延会の統議ある場合を指さすならんか。しかりといえども、その実において何の相違がある。その日の中とその日の中ならざるとの相違はあるも、ともに甲議事いまだ終わらずして乙議事の会議時刻到来したる場合を指さすなり。いわんや第五十九条末項のごとき、現に「会議結局に至ざるとき」とあるにあらずや。第五十七条とそもそも何の相違がある。同一の場合に対して二種の条項二種の処分法を定む、何の所為ぞや。よろしく第五十七条を削除すべし。

〔審議の順序〕

衆議院規則案第六十一条に「貴族院より提出したる議案は政府より提出したる議案に次ぎ議事日程に記載すべし」とあり。ここにおいてか、世の論者はたちまち不満の語氣をあらわし、貴族院、かれ何ものぞ、何ぞ特にその提出にかかる議案を先にすと規するを要せんや。衆議院の自由にかありという。けだし理なきにあらざるべし。しかれども、吾人をもってこれを見れば、第六十一条のごとく規定して

おくこそ、實際上穩当の措置ならんと思う。政府より提出したる議案を先にすべきは議院法の指さすところにして無論なり。次は甲議院自らの議案を議すべきや、はた他の議院の提出にかかる議案を議すべきやという問題に到着することなるが、普通一般の事例においておのれ自らの提出にかかる議案を先にせんとするは、その人情ならん。かくのごとくせば、他の議院の提出にかかる議案は、いつもその後には打ち捨ておかるるの弊に陥るべし。ゆえに、衆議院においては政府議案に次ぎ、貴族院提出の議案を議し、貴族院においては政府議案に次ぎ衆議院提出の議案を議するをもってその正則となしおくこそ、穩当の処置なりというべし。もしそれ、その議院自らの議案を先に議せんとするときは、たとい第六十一条の規定あるも、豪もこれに関することあらず。すなわち、第五十八条「議事日程に記載したる事件あるにかかわらず他の緊急事件に付開議の動議を起す者あるとき又は議長自ら緊急事件と認むるときは討論を用いずして議院に諮（と）い議事日程を変更することを得」を適用せば、豪も故障を見ることなからん。第六十一条の規定は大いに世人の異議あるにかかわらず、あえて世論に反対して吾人の異議なきところなり。

(明治二十三年十月十九日)

衆議院規則案第六十六条は「前条の手續を終わりとる時は政府又は貴族院より提出したる議案はこれを委員に付託すべし」といへり。「政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス」とは、議院法の明文なれば、政府提出の議案を付するはあえて吾人の異議なきところなり。しかれども、他の議院の提出にかかる議案もまた必ず委員に付託すべしというは、むしろ丁重に過ぐるにあらざらんか。他の議院の提出にかかれるものにも、複雑なるものあり、また簡單なるものあり、必ずしも委員の審査を要せざるものあらん。他の議院の提出にかかる議案は、これを自議院議員の提出にかかる議案と同一視して不可なかるべし。すなわち、本条中「又は貴族院」の五字を削り、しかして同条第三項「議員より提出したる議案は大体に付き討論したる後第二読会を開くべきや否やを決すべし」もし委員に付記するの動議ありてこれを可決したるときは其の報告を待ち第二読会を開くべきや否やを決すべし」の初めに「貴族院又は」の五字を添加すべし。

論じてここに至り、一事の発言せざるべからざるものあるを發見せり。何ぞや。曰く常任委員のこと、これなり。

衆議院規則案は、まずもつて常任委員は資格審査委員、予算委員、懲罰委員、請願委員の四者を選定せり。しかり、しかして、この「政府より提出したる議案」は第一読会を開くに当たりて必ず委員に付すべきは、また議院法及び本条の定むるところなり。しかれば、すなわち、この委員なるものはよろしく常任委員の性質を有すべきものにして、決して特別委員の性質を有すべきものにあらず。よつては、常任委員連名のうちに予め立法委員もしくは政府議案審査委員なるものを置く方、都合よからんと思考す。しかして、その員数のごときは予算委員と同様四十五人にて可ならん。

第二読会は、言うまでもなく、逐条審議をなすべきものにて、修正、変更、皆第二読会において。一条ごとに修正審議を尽くしたるの結果、これを総合して見るときは、随分に錯乱不整頓に陥るは、會議の常として人の皆知るところなり。ゆえに、大抵の議案は逐条審議終了の後においてこれを委員に付し、文字の修正整備をなさしめるはその常態なり。しかるに衆議院規則案には豪もさる規定なし。これ一の欠点なり。よつては、第七十一条の次に「逐条審議を終わりとるときはこれを委員に付して整備せしむべし

但し議長においてこれを要せずと認めたる時又はこれを要せずとの提議ありたる時はこの手続を省略することを得この場合においては討論を用いずしてこれを決すべし」という意味をあらわす一条を設けんと欲す。

〔発言の場所〕

衆議院規則案第八十二条に「議題に対する発言は演壇においてこれをなすべし但し特に議長の許可を得たる時はこの限りにあらず」とあり。吾人は、これを「通告をなしたる者は演壇において発言すべし但し通告をなさざる者にも議長の許可を得たる時は演壇において発言することを得」と修正せんことを欲す。けだし、議題に対する発言にても通告をなさざるほどのものは、あえて堂々演壇に上りてするほどの必要もあらざるべく、また議題に対する発言は悉く演壇においてすべしとありては、さほど大議論にたなきものも、わざわざ演壇に上らざるを得ず。議長の許可を得ればこの限りにあらずともあるも、到底演壇往復の頻々もしくは許可授受の頻々を演ぜざるを得ず、不体裁の極なればなり。

〔議長の討論〕

衆議院規則案第九十条は「議長自ら討論に與らんとする

ときは議席に着き副議長をして議長席に着かしむべし」とあり。吾人は、全体議長の討論に與かるなからんを希望するものなり。議長の討論に與かるは、議長の公平を保つゆえんにあらず。同案第九十一条は「議長討論に與かりたるときは其の問題の表決に至るまで議長席に復することを得ず」とありて、さすがにこの弊を予防したりといえども、吾人は、いまだもつて足れりとするにあたらず。よつては、この第九十条そのものを下のごとく修正せんと欲す。曰く「議長は通告をなすにあらざれば討論に與かることを得ず その通告をなしたる議題の会議を開くときは議長は予め議席に着き副議長をして議長席に着かしむべし」と。

〔無名投票〕

衆議院規則案第百八条に「無名投票を行う場合に於ては問題を可とする議員は白球を問題を否とする議員は黒球を特に設けたる函に投入し同時に其の名刺を名刺函に投入すべし」とあり。あたかも成立規則における議長選挙投票の仕方のごとし。よつては、あくまで成立規則の仕組みのごとくにし、本条の次に「投票の数名刺の数と一致せざるときは更に投票を行うべし」と追加せんことを望む。あに、必ずしも成立規則にならうと言わん。かくのごとくせざれ

ば投票の正確を保つあたわざるを慮（おもんば）かればなり。

〔予算審議〕

衆議院規則案第一百二十二条は「予算の会議は三読会を経るを要せず」と定めたり。けだし、三読会なるものは議案全体の可否を決するものにして、文字校正のほか修正の動議をなすことを得ず。議案中互いに抵触する事項または現行法律と抵触する事項あることを発見したるとき必要の修正を動議するは、この限りにあらずといえども、予算案のごときは、さる場合に遭遇することほとんどこれあるべからず。ゆえに、予算の会議は三読会を経るを要せずとなしたるも便宜ならんかなれど、吾人をもってこれを見れば、予算案こそ最も三読会の必要ありと思考す。何となれば予算案なるものの一銭の支出額一厘の収入額も互いに相影響するものなり。支出案の修正と収入案の修正とは相伴わざるべからず。予算案はたとい委員の審査を経、また三十人以上の賛成ある修正の動議にあらざれば、これを議題となすことあたわざるものなれば、實際議院の会議において甚だしき修正を見ることはなからんかなれど、これらのごときは最も逐条審議の後、さらに委員に付してその整備をなさ

しめざるべからざるものなりと思考す。既に逐条審議の後、これを委員に付託するとせば、第三読会を開きてこれが確定をなすの必要あるは勿論ならん。ゆえに、予算案もまた法律案同様三読会を経ることとなさんと欲す。されば本条のごとき「経るを要せず」を改めて「経るを要す」となさんと主張するものなり。けだし議院法は、法律の議案は三読会を経べきを規定せり。さればその余の議案は三読会を経ざるをもつて通例とす。ゆえに、特に本条において予算案もまた三読会を経べきを規定せんと欲するなり。ついでに、第一百十三条第二項（予算各部の議事を終わらるときは総額に付き確定の議決を為すべし）を削除するは勿論なり。

（明治二十三年十月二十三日）

〔議事録記載事項〕

衆議院規則案第一百五條は、議事録記載の事項を列挙して、一 議院成立及び開会閉会に関する事項及び年月日時、二 開議延会及び散会の月日時、三 出席國務大臣及び政府委員の氏名、四 勅語及び勅旨、五 議長及び委員長報告の件、六 會議に付したる議案の題目、七 議題となりたる動議及び動議者の氏名、八 決議の事件、九 表決及

び可否の数を計算したるときは其の数、十 議院に於て必要と認めたる事項とせり。随分に細挙したりというべし。しかるに出席議員の数を挙げざるは欠点なり。よろしくこれを第二項の次、第三項の前に掲ぐべし。

〔請願審査〕

衆議院規則案第百三十三條は「請願委員は審査の結果に従ひ左の區別を爲し議院に報告すべし 一 議院の會議に付すべしとするもの、二 議院の會議に付するを要せずとするもの」という。何新聞にやありけん。ここに「三 議院の會議を付するを要せざるも参考の爲に報告すべきもの」との一項を追加せんと立案したりと覚ゆ。吾人もまた至極同意なり。これを成立せしめんことを希望す。

〔議場内の服装〕

衆議院規則案第十章第二節は「議場内の秩序」と題して、かのフロックコートまたはモーニングコートに限る件を初め、外套傘杖の類を携帯すべからず、帽子を着すべからず、吸烟(きゆうえん)すべからず、参考の爲にするものを除き議事中新聞紙及び書籍を閲読すべからず、賛成否声を発すべからず、議長退席の後にあらざれば、退席することを得ず。議長号鈴を鳴らすときは議員はすべて沈黙すべし等

の禁条を列記せり。あたかもこれ、小学校の掲示にても見ることがとし。堂々たる代議士なるもの、かくのごとき禁条を列挙してこれを取り締まるにあらざれば、その秩序を保つあたわざるものなるか。さりとは代議士もまた小学校の児童にだもしかずというべし。いやしくも国民の代議となり国家の政事を議せんなどいう紳士にして、これしきのこと弁えざることやはある。麗々と衆議院規則案に列挙して「何々すべからず」「何々すべし」と掲ぐるは、そもそも代議士を蔑如せるものと言わざるべからず。帝国議會を蔑如せるものと言わざるべからず。我が日本の恥辱たるなり。かくのごとき無用汚醜の条項は必ずやこれを撤去せざるべからず。けだし、思うに、起草者がこの一章を設けたゆえんのものは、かのヒョットコ議員緋羅紗(ヒラシヤ)議員等の前轍を見て痛く杞憂的想像を描き、この種の禁条制定の必要を感じたるならん。その懸念も無理ならずといえども、かくのごとき対兎(タイジ)的禁条なしとて、堂々たる三百代議士まさかに議場の秩序をみだるとき不体裁を演ずるものなかるべし。かつ、もし不体裁を演ずるものあらんか、ために議長なるものあるにあらざや。秩序を保持し議事を整理する議長の職権をもってこれを制するにお

いて何かあらん。これを制するは議長の職権にあり。何ぞ特にかかる対見的禁条を列举して堂々たる議員を小児視すべけん。

衆議院規則案第六十四条の第一項は、傍聴人の服装を定めて、羽織袴又は洋服を着すべしとなせり。けだし、議員はフロックコートまたはモーニングコートを着すべしとなせるより割り出したるものならん。しかれども、畢竟、これまた無用の服制のみ。議員の服制を限るより、なお一層無用の服制なり。かつ、かれは羽織袴または洋服という。洋服とならば職工服にても馬丁服にても不可なからん。何ぞしからば無袴はならずといい、無羽織はならずというや。洋服崇拜西洋熱、事、小なりといえども、看過すべからず。よろしく本項は全くこれを削除すべし。

〔婦人の傍聴〕

衆議院規則案第六十五条は「婦人は傍聴を許さず」と高野山的禁制を設けたり。これまた無用の禁制のみ。婦人の政事談を喋々するは、吾人も余り感心するところにあらざといえども、全くこれを禁ずるは甚だ不可なり。公衆の傍聴はすべて議員の紹介によらしむ。既に皆議員の紹介によらしむる以上は、またこの上に取締法を設けずとも、何

ぞ大なる不体裁を見ることあらんや。これまた全く削除すべし。

〔懲罰事犯〕

衆議院規則案第六十九条は「会議に於て懲罰事犯あるときは議長は会議を中止し又は犯人を退場せしむることを得」といい、同条第七十条は「委員会に於て懲罰事犯あるときは委員長は委員会を中止せしむることを得」という。会議においては退場の法あるに、ひとり委員会においてこれなきは何ぞ。思うに、前者は議長の権利にして、後者は委員長の権利なり。議長の権利と委員長の権利とは自ら同じからず。ゆえに、この種別を設けたるならんといえども、既に中止の権において相同じ。何ぞひとり退場命令の権においてのみ相違せしむるを要せんか。よろしく第七十条も、また第六十九条のごとく「委員会に於て懲罰事犯あるときは委員長は委員会を中止し又は犯人を退場せしむることを得」と修正すべし。

衆議院規則案第七十二条に「委員長又は議長に於て懲罰事犯と認めざる事件についても委員又は部員は議院法第九十八条に依り懲罰の動議を議院に提出するの権利を失わず」とあり。その失わざるはよし。しかれども、議院法第

九十八條は「議員二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を為すことを得」というなり。全院委員会はよし。しかれども、常任もしくは特別委員会、あるいは部、その員数多きも四十五人に限る。少なきは僅かに九人なり。この少数なる委員会または部においてせる事件にても、なお二十以上の賛成なければあたわずとありては、勢い、その委員会に與からざる者あるいは他部議員の賛成を得ざるべからざるに遭遇せん。甚だ不都合ならずや。よつては、本條に但書を加え「但し常任委員会特別委員会又は部においてせる事件に付この動議を起こすときは會員又は部員の三分の一以上の賛成を以てすることを得」という意味をあらわさんことを欲す。

衆議院規則案第七十五條に「議員は自己の懲罰事犯の會議に列席することを得ず但し議長の許可を経て自ら弁明し又は他の議員をして代りて弁明せしむることを得」とあ

III 衆議院規則案（毎日新聞掲載）

〔議院規則の制定〕

衆議院書記官長は、数日前、同院規則案を各議員に配布

り。吾人はここに「代りて弁明したる議員は表決の數に與からず」という但書を加えんことを欲す。その理由、吾人が既に第四十八條資格審査の場合において代弁せる議員に表決の權を与えざることとせんと立案せるに等しきのみ。

〔協議委員〕

衆議院規則案第一百八十九條は單に「協議委員の選挙は無名投票を以てし選挙すべき人員を連記すべし」とあるのみにて、選挙の手續甚だ粗なり。よつて、これを「協議委員の選挙は第三十九條（特別委員選挙手續）の例に依る」と修正せんことを欲す。

成立規則及び衆議院規則案に対する評論及び注文、まずもつてかくのごとし。また心づきたることあらば隨時これを述べん。

（明治二十三年十月二十二日）

したり。この規則は議院法の細則にして、憲法第五十一條に「憲法及議院法ニ掲グルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル

諸規則ヲ定ムルコトヲ得」とある諸規則中の一におけるものなり。すなわち、議院自ら議定して施行し得るものなり。されば書記官長の配布せるもの、これを案と云いて規則と言わず、開院の後、この案を採用すると否とは議院の意見如何に属す。

両院の規則は僅々二、三ヶ条を除き、大体においてはほぼ相似せり。ゆえに、評論の簡明を求めて、ここにはその一なる衆議院規則案を評下すべし。その要、第一は、議院がこの規則を採用するの便否如何。第二は、これを採用すとせば、いかなる手続を踏むべきか。第三は、規則各案の当否如何にあり。余輩請う、次を追うてこれを考察せん。

本年の国会は、建国以来、第一期のものにかかるがゆえに、百般のこと、草創に属し、その開院の当日より運施すべきの事柄はいかにこれを処理せんか。憲法及び議院法において定めたる大体の規定を除き、他によるものあらざるなり。ゆえに、開議の第一着手として、この院内の規則を定めざるべからず。しかるに草創多事の国会において院内規則の審議に多日を要すは、恐らく得策にあらざるべし。さればとて規則案の中、一見して矛盾の点あるがごとき、議院法と相入れざるものあるがごときは、これをそのまま

に行いがたし。

余輩の考案によるに、開院の式終わりにて議事に取りかかるの初めに当たり、まず大体においてこの案を採用するの議決をなし、これと同時に甲乙二種の委員を設くべし。しかして一方においては、採用せる規則によりて議場に出たる諸案の読会を開き、もつて時日を空費せざるを努め、その一方においては、甲の審査委員をして時日を期して規則案概略の審査をなさしむべく、その目的はただ大体の欠点、例せば規則中の矛盾、もしくは議院法と相入れざるごときものを改正するにとどむべし。かくのごときは数日にしてその成功を期しがたきにあらず。議院はその報告を待ち、これがために決議の会を開きて、これを採用するの日よりして先に用いたる規則を廃して可なり。乙の委員に至りては、その目的、大体概略の審査にとどまらず、期するに、詳細の審案をもつてし、修整補則、十分の考察を加えしむべし。この審査は必ずしも数日の成功を要せず、本年会期の終わりもしくは明年会期の初めに至りて、委員の報告あるも、決して遅しとせざるなり。この詳明精査の規則が議院に採用せらるるの日は、すなわち、先に概略の考察を経て採用せし規則に代わるの時期と知るべし。

以上は、本年の議院が規則に對する処理の便法なるべし。請う、これより各章にわたりて余輩の説を言わん。

〔召集成立開会〕

議院規則は議院法の細則なれば、その分別法、彼此ほぼ相似せり。ゆえに、この規則を考察せんとせば、同時に議院法を参考するを必要となす。しかして議院法の第一章は「帝國議會ノ召集成立及開会」にして、この章中に載するところは、専ら開会以前より開会当日までのことを規定するものなれば、本年第一期においては、未開の議會が手を着くるに由なき事柄多くして、明年よりは議院これを定むるを得るといへども、本年はこれを別に定むるのほかなきものなり。これ勅令によりて定めらるべしとの説あるゆえなり。

第二章は「議長書記官及經費」、第三章は「議長副議長及議員歳費」にして、院内の細則にわたらざるものなれば、議院法に定むるところをもつて大抵その用を遂ぐるを得べく、別に細則のこれを補うを要せざるなり。されば議院法においては、第四章において委員のことを定めたるも、議院規則案においては委員にかかるの規則を第一章と立て、開会当日のこと及び議長書記官の位置にかかることは、全

くこれを省けり。但し、これらのことは、法律議定の権によりてこれを議するを得べく、したがつて、議院法に改正を加え得べしといへども、このことはこれを議院開議後に求むべくして、これをその前に改むるの道あることなし。けだし、實際においては、多少の欠点あるにかかわらず、本年はこの事柄を既定の議院法によりて事務を処理するを允当（いんとう）となすべし。しかして議院規則は議院法と相伴うべくして相離るべきものにあらざるがゆえに、乙の議院規則案審査委員には併せ託するに議院法の改正をもつてすべし。その報告は、本年会期の終わり又は明年会期の初めにありとせば、議院法に改正を加うることあるも、ただこれを明年の会期に望むの一事あるのみ。

余輩の意見かくのごとし。ゆえに、規則の詳細考案、議院法の改正意見は、これを後日に譲り、主として今日に考察すべきは、議院規則の概略修正案にありと信ず。今、その要目を掲げて付するに簡易の説明をもつてすべし。

〔委員〕

議院規則案第十二条 全院委員会ハ自ラ其規則及権限ヲ議決スルコトヲ得ス（削除）

委員は、全院委員、常任委員、特別委員の三種あり（議

院法第二十条)。しかるに今、特に全院委員会云々という。他の二委員は自ら規則権限を議決し得るがごとき嫌いなきにあらず。これを削除して通則にこの意を補入し、一切の委員、この権利なきを示すの優れるにしかず。

議院規則案第十八条 議院ハ・・・常任委員ヲ選舉ス

一 資格審査委員 九人(削除)

衆議院ニ於テ議院ノ資格ニ付異議ヲ生ジタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ」(議院法第七十八条)云々とあり、この文によるに、議院法は、特別委員に資格の審査を付記するの意にして、規則案はかえってこれを常任委員の一に置き。余輩は、これを常任委員に付記するを便とするものなり。しかれども、議院法の改正にあらざる以上は、これに矛盾するの規則を院内に行うあたわざるをもつて、本院の規則はこれは削除せざるを得ざるなり。

(明治二十三年十月九日)

〔議事日程〕

議院規則案第六十一条 貴族院ヨリ提出シタル議案ハ政府ヨリ提出シタル議案ニ次ギ議事日程ニ記載スベシ
(改正)特別ノ理由アルニ非レバ政府提出ノ議案ヲ先ヅ議事

私議 議院規則論(その三)(前田)

日程ニ記載スベシ

議事に付すべき議案の順序は、議事日程に記入する前後をもつて定むるものなれば、ここに記入の次第を定むるは、とりもなおさず、議案の順序を定め、貴族院より回付せる議案は、必ず衆議院中に発せる議案より先に議すべしと指定せるものなり。但し、政府より回付せる議案をまず議するは、各国の通例にして、我が議院法も政府に利益を譲与するの仕組みなること、例せば国務大臣及び政府委員は議員の演説を中止せざる限りは、何時たりとも発言し得るがごとし(議院法第四十二条)。この例を推さば、政府の議案をまず議するをもつて順序とするも、またその理由なきにあらず。しかれども、貴族院の衆議院におけるや、全く立法の権利を平分し、両々相對するものたり。議院法第五十三條に曰く「予算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル」とあり。もつて、その二院の位置權利に等差を立つべからざるを見るべし。しからば、何ぞ殊更に議案の順序を予定して、貴族院回付の案をまず日程に記入するの理あらんや。これ余輩が単に政府提出の議案をまず記入するの一事にとめんと欲するゆえんなり。かつ、政府の議案といえども、他に開議を要するの議

案あるにおいては、日程記入の定例を変じて他の議案をま
ず記入すること勿論なれども、「特別ノ理由アルニ非レバ」
の文字を加えて、ただその通例の順序たるを示さんと欲す。
余輩は第七十一条と七十二条との間に左の一条を増加せ
んと欲す。

第・・・条 議院ハ第二読会ノ討論ヲ終リタル後便宜ニ
依リ議案ヲ委員ニ付託シ字句ヲ修正シ又ハ条章ノ順序ヲ整
理セシムルコトアルベシ

【三読会制】

議院規則案において定めたる読会の順序によるに、第一
読会の初めには國務大臣政府委員または發議者議案の趣旨
を弁明し、次に政府または貴族院提出の議案はこれを委員
に付託し、この委員の報告を待ちて大体の討論をなし、し
かる後、二読会を開くべきや否の決をとるべしといえり。
余輩案ずるに、この場合において委員に託するは、議案の
大体を考査せしむるにありて、逐条審案せしむるにあらず。
議院は委員の報告を待ちて大体につき討論することと、次
条に定むるをもつてその委員付託の本旨を推知すべし。大
体考査の委員会に必要なり。しかれども、修正を許すの二
読会以後においては、案中諸条の意義を変更し、字句を補

刪（ほさん）し、条章を増減することあらん。この場合に
おいては、さらに委員に託して前後を対照し、文字も整頓
して、もつて三読会確定の地をなすこと、さらに必要な
ものあらん。しかして規則案には、ただ一読会に委員付託
のことを言うにとどまる。これ余輩が二読会の場合にこの
一条を増加せんと欲するゆえんなり。

【発言】

第八十二条 議題ニ対スル発言ハ演壇ニ於テ之ヲ為スベ
シ但シ議長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ（削除）

第八十三条 議長ハ何時ニテモ議席ニ於テ発言スル議員
ヲシテ演壇ニ登ラシムルコトヲ得

英国の議員が発言討論するや、必ず議長に対してこれを
述べ、あえて議員各自の間に討論せず、ゆえにその座席よ
り起立するのみにして、発言者の面は常に議長に対せり。
仏国の議院は、議長の前、特に演壇を設け、発言者は必ず
登壇し、衆議員に面して演説するがゆえに、議長は演説者
の背におれり。二者おのおの得失ありて、一概に是非の判
断をこの間に立てがたし。わが議院規則案は登壇の法を用
いたること、この二ヶ条に定むるところのごとし。しかれ
ども議題に対する発言必ずしも長演説にもあらざるべし。

しかるに一々議長の許可を待ちて初めてその座席において演説をなすの自由を得るとなすは、簡單なる演説をなすがためにもまた許可を請うの時間を費やすのみならず、発言者に窮屈を感じしめんとす。しかし、八十二条を削除し、その座席より起立して演説をなさしめん。しかしてその予め通告して日程に記入し、長演説をなさんとする者は、登壇を便とするものあらん。また議長において登壇を要すと思惟するものは、八十三条においてこれを実行するの道あり。余輩は八十二条を除きて発言者の自由に任せんことを希望するものなり。

(明治二十三年十月十日)

〔議長〕

議長に討論の権利を与えるや否やは、けだし一箇要用の問題なるべし。その可否の両論、おのおの理由あり。これを否とする者は、曰く、議長の能力は必ずしも雄大の材を要せず、また絶倫の能弁を要せず、主とするところは、公平の心をもって整理の任に適すれば足れり。しかるに議長の長所と議員の資格とを混同し、政壇に折衝するの材を挙げて議長とせんとするがゆえに、勢い、議長をして討論に與からしめんとする場合を生ずるなり。もし、ただ公平

の心、整理の才をもって、議長の資格とせば、この人には専ら議場全般のことに心を用いしめて、ここにその固有の能力を尽くさしむべし。しかして議場折衝の任は他のこれに当たる者に任せば、両者おのおのその所を得ん。かつ討論の間にはその持説を実行せんがために、反対者を説服せざるべからずして、その人、勢い、反対者を有することならん。議長にして反対者を議場に生ずるに至れば、自己にとりては、ややもすれば、公平の判断を誤り、一般の整理にとりては、紛擾を生じやすからんと。これ議長をして討論に與からしめず、規則上、これを禁ぜんとする趣旨の大要なり。しかるに、また一方より論ずるに、議事の慣習円熟して、議員と議長との職分が判然專業に分かれたる議會においては、折衝の才と整理の能とを區別すること、もとより可なり。しかれども議會の程度ここに至らずして、ややもすれば紛擾を生じ、これを処理するの慣習なお乏しき国においては、これを整理するに非常の才力を要し、かつ重望を有するの人を挙げて議長とすることを要す。

英仏米の議會が、その議長の選を異にするを見てその一端を知るを得ん。英国が沈実公平の人を議長となして、この職に折衝の才を要せざるは、議會多年の円熟自らこれを

いたせるなり。米仏は、これに反して、議會第一流の雄才を挙げて議長となすことは、ガムベッタ、ブレイン等の諸氏皆かつてこの職におりたるの例に徴すべし。しかるに、この場合においても、規則をもつて議長の討論に従事するを禁ぜば、これ必要の才としてその用を尽くさしめざるものにして、国のためにも、その人のためにも、惜しむべきなりと。

余輩はおもえらく、二説ともに理あり。しかして議員と議長と判然その要格を異にして、分業の任を尽くさしむる英国のごときは、余輩の希望するところなり。しかれども英仏の二国も、いまだこの整頓の程度に進まずして、議場整理のために大才を要せり。我が第一期の国会は、恐らくはその百年を経過せる米仏二国の程度にも比するを得ず、紛擾の患多くして処断を慣例にとることあたわずとせば、議長が臨機の才を利用して、紛雜を解くの場合多かるべく、またその重望によりて衆員その裁断を重んずるの力量なかるべからず。しかして議長之选には、勢い、第一流の人を推すのやむべからざるに至らん。果たしてしからば、議長の討論に従事するを禁ずること恐らくは得策にあらざるべし。

議院規則には議長に討論を許すこととせり。

第九十条 議長自ラ討論ニ與カラムトスルトキハ議席ニ着キ副議長ヲシテ議長席ニ着カシムベシ

余輩は、我が国多年の後は、議長の要格と議員の要格と分離して、議長の討論を禁ずるも差し支えなきに至らんとを希望するものなり。しかれども当分は、この自由を議長に与うべし。ゆえに、九十条の本文は、余輩、その大體を可とするものなり。しかるに、この本文にては、何時にても議長はその席を下りて討論をなすを得るがごとし。余輩は、この点において左のごとき制限を加えんと欲す。

「議長自ラ討論ニ與カラムトスルトキハ予メ之ヲ通告シテ発言表ニ記入スベシ此場合ニ於テ議長ハ副議長ニ其席ヲ譲リテ議席ニ着クベシ」

議長一旦議長席に登り、討論既が開くるの後、にわかになしと甚だかたし。その席を去りて議長に着くがごときは、議事の混雜を免れんこと甚だかたし。少数の議會においては、この患やや少なしといえども、なおある地方議會は現にこの制限を置けり。三百の多数が口角泡を飛ばし、論戦火を発せんとする中間に、議長その席を去るがごときは、決して整理の目的を遂げがたし。思うに、議院規則案の起草者は表決錯雜の

患を防がんとするの意なりしか、九十一条には左のごとく定めたり。

「議長討論ニ與カリタルトキハ其問題ノ表決ニ至ルマデ議長長席ニ復スルコトヲ得ズ」

これ必要の制限なり。余輩は、この精神を議長が討論席に着くの前にまで及ぼして、一層整理の便をはからんと欲するなり。

(明治二十三年十月十一日)

〔表決〕

第一百一条 表決ニハ条件ヲ付スルヲ得ス(削除)

この一条は元来、必要ならざるものなるがごとし。しかれども、その必要と否とに論及する前に、本条の意義を明確にせざるべからず。余輩はもとより、表決に条件を付することはあるまじきものなりと思考するがゆえに、この条を見て、奇異の感を有するなり。おおよそ表決は、問題となりたるものをそのまま決し去る事柄なれば、この間に議長が条件を付し得べきの余地あることなし。されば議員が「他に云々の場合あるにおいては云々すべし」といえるごとき発議をなし、単独にその表決を定めず、他の事情によりて移動すべき決議をなさんとするもの指して条件云々とい

えるなるべし。かくのごときものは、もとより決議に付すべきものにあらざれば、理においてあるまじき事柄なるをもつて、特に条規の中に指定して禁ずるの必要なく、これあれば、かえつて他に奇異の感を起こさしむるに足るがゆえに、これを削除するにしかざるなり。

第一百三二条二項 議長表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタル後ハ議員ハ議題ニ付発言スルコトヲ得ス

この条は必要のものにして、その文字もまた意義明瞭なれども、ある論者は議院法第四十二条と対比して疑いをこの間に挟めり。

〔国務大臣政府委員〕

第四十二条 国務大臣及政府委員ノ発言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ為ニ議員ノ演説ヲ中止セシムルヲ得ス

議事の定例より考察すれば、何人もこの間に疑いを挟むべきにあらずといえども、文字のみに拘泥すれば、ある者の疑いもまた全く理由なきにあらず。議院法には「国務大臣及政府委員ノ発言ハ何時タリトモ許スヘシ」といい、議院規則案には「議長宣告ノ後ハ議員発言スルヲ得ス」といい、一方には「議員ハ」というがゆえに、国務大臣及び

政府委員は議長宣告の後もまた発言し得るやの疑問を生ずるなり。しかれども、議長の宣告は議事の一段階にして、國務大臣及び政府委員といえども、いやしくも議場に出席する間は、法律、規則によりて特に許可する者を除き、一切議場の規程に従ふこと勿論なれば、その議長宣告の後に発言するあたわざること、もとより当然のことなり。余輩は、理においてこれらのことに疑いを挟まずといえども、世上幾多の人にこの疑いあり。かつ、他の条に關しても、これと同様な疑問生ぜんことを防がんがために、議事規則中に左の一条を加えて疑義の源を塞がんと欲す。

「法律又ハ規則ニ於テ特ニ定メタル場合ヲ除キテハ國務大臣及政府委員モ議場ノ規程ニ従フコト議員ニ同シ」

この一条を加えれば、規則案第二節「異様ノ服装ヲ為スヘカラス」(百四十九条)「外套等ヲ携ヘ帽子ヲ着スヘカラス」(百五十条)「吸煙スヘカラス」(百五十一条)等の諸禁は、ただ議員にとどまらず、併せて大臣及び政府委員に及ぶものたることもここに明確なるを得んとす。

〔予算審議〕

第一百十二条 予算ノ會議ハ三讀会ヲ經ルヲ要セス(削除)

規則案第一百十二条は、専ら第六節予算會議の讀会を規定

するものにかかるがゆえに、「予算ノ會議ハ」云々とあるは、もとより当然なり。しかれども特に予算云々というときは、他は皆三讀会を必要とするがごとき反対の意を生ずるがごとし。しかるに議院法には、ただ法律の議案のみ三讀会を経るべしという(議院法二十七条)。しかして三讀会を経ることを要せざるものは、ただ予算案のみならず、上奏及び建議の文案のごとき、皆この類に属す。議院法既に法律の議案に三讀会を要するの文あれば、法律案の外なる、これらの讀会には三回を要せざること推して知るべく、しかるに予算案に關して特に云々すれば、かえつて他に反対の疑義を生ずるをもつて、初めよりこれなきにしかざるべし。これ、余輩がこれを削除せんと欲するゆえんなり。

(明治二十三年十月十二日)

〔速記録〕

第二百十一条 演説シタル議員ハ速記録配布ノ当日午後六時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ変更スルコトヲ得ス

速記録ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用イスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

速記録訂正のことは必要なる個条なり。議員の討論發議

を後日に徴して、立法の精神を証するにも、議員各自の意見を明らかにして、その議院内外に対するの責任を負わしむるにも、確実なる速記録なかるべからず。この記録に過誤あれば、議員各自の誘惑ともなり議院全部の失態ともなることあらん。速記家の責任甚だ重しと言うべし。しかれども、この術の我が国に行わるるは近時のことにして、特に我が国は言文二途に分かれおるがため、及び、演術の程度なお幼稚なるがため、速記の完全を得て他の故障なきを期せんことは、その第一試場たる初期の国会においては難事なるべし。本条「訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ変更スルコトヲ得ス」とあるも、もし速記録が明らかに演説の本旨に違う場合においては果たして如何すべきか。たとい明らかに相違あるも、この条文によれば、これを變更すべからず、これ実地上の差し支えにならざるか。さればとて、本人の申し出あれば、いかなるたびまでも變更すべしとせば、瓦礫の演説をも訂正して金玉となさんとする者なきを保せず。かくのごとくなれば訂正に際限なからんとす。余輩は、この二不便を並除せんがために、予め訂正委員若干名を議員より選み、訂正の請求あるに及び、その演説の趣旨に関するものは、これをこの委員に評決せしめんとす。

試みに改正案を草せば左のごとくなるべし。

「・・・但シ訂正字句ニ止マラスシテ演説ノ趣旨ニ涉ル者ハ訂正委員ヲシテ其許否ヲ決セシムヘシ」

かくのごとくにしてなお異議ある場合においては、これを第二項の処弁に託し、議院の決を取るとせば、請求者欠望の患なくして、また無限の變更を生ずるの弊なからんとす。

〔請願〕

第三百三十三条 請願委員ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ為シ議院ニ報告スヘシ

一 議院ノ會議ニ付スヘシトスルモノ

一 議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

この二種の區別をなすは可なりといえども、なお、いまだ尽きざるがごとし。余輩は左ノ一項ヲ付加セント欲ス

一 議院ノ會議ニ付スルヲ要セサルモ参考ノ為メニ報告スヘキモノ

〔服装〕

第四百九十九条 議員議場ニ入ルトキハ「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ヲ着スヘシ總テ異様ノ服装ヲ為スベカラス(削除)

この一条によるときは、議員は洋服のほか議場に入るべ

からずとするものなり。かつ、下段に異様の服装云々という。これ一切の国服を異様視するの嫌いありて、允当ならざるがごとく、また実地の事情について考うるも、身体に痛所あるときのごときは、濶袖（かつしよう）の衣服を便とすることなきにあらずして、濶袖の衣服は無礼のものというを得ざるはもとよりなり。されば、羽織袴ごときは、他の洋服とともに並用せしむる方允当ならん。しかれども余輩、特にこれらの文字を条中に挿入せずして、かえつて本条を削らんとするものは、その異様の服装をなすものは、秩序を保つ精神よりして、議場の整理に任ずる議長が時に臨み、これをとむるを得ると思考すればなり。もし衣服の細条までを明文に掲ぐるとせば、そのいただくところ帽子、穿つところの沓履までにもわたることとならんとす。これ余輩が削除を可とするゆえんなり。

（明治二十三年十月十四日）

〔婦人の傍聴〕

第六十五條 婦人ハ傍聴ヲ許サス

公開の議論はいやしくも義において害なく、事において妨なきものは、なるべく広く聴衆を入るるを可とす。本条婦人の傍聴を禁ずるは、そもそも何の必要ありてしかるや。

もし必要の理由あらば、すなわち、これを禁ずるもまた不可なしといえども、余輩はかつてその必要を見出すことあたわず。そもそも百六十四条に傍聴者を制規するの個条を連ね、六個の事項を挙げて、細かに礼儀を守らしめ、密かに妨害を防ぎ、第六十条には紹介の人を定めて予め不都合のなきを保たんとす。この紹介によりこの事項を奉ずるも、婦人傍聴せしめずという。これ妨害の有無によりて禁制あるにあらずして、婦人そのものを禁止するの精神と言ふべし。

英国は旧例古格を軽変せざる保守精神の国なり。しかれども一八三六年、調査委員の報告に基づき、婦人傍聴席を設くるに決し、障欄を隔ててその座を占むることとなりたり。但し、議事の問題、あるいは婦人の聞くを厭うがごときもの、例せば検癩条例の議事のごとき、予めその議事の問題を通告して、婦人の自退に便を与うるがごときは、すなわちこれあり。しかれども、かくのごときはその筆記をも公行せしめざるほどの議事にして、一切の傍聴を禁ずるの場合なれば、婦人傍聴許否の論題と相関せざるなり。

しかしして、その貴族院においては、貴族世受の権利を婦人に及ぼして、貴族の婦人は紹介を待たず、傍聴するを得

ること、古来の慣習なりとす。我が国母の御身は申すも賢
ければ、ここには敢言せず。我が皇族、貴族の女性が、
世受の権利によりて貴族院に傍聴を望まるるも、我が議院
はこれを許可せざるの精神なるか。もしこれを許すとせば、
外国公使または国賓が婦人を伴うて我が帝国議會を傍聴せ
んことを請うとき、貴族院はこれを許すも、衆議院はこれ
を拒まんか。これを拒むには相当の理由なく、ただ規則こ
れを禁ずるがゆえに、これを拒むというのほかなるべし。
かくのごときは上下二院の間内外傍聴の実において、不便
の場合、甚だ多しとす。しかれども婦人の傍聴に実地の不
便不利あらば、これを拒むこと、もとより可なり。ただ余
輩は、その理由を見出さざるがゆえに、これを削らんと欲
するのみ。

〔議案〕

第百八十八条 貴族院ヨリ議案ヲ受取りタルトキハ議長
ハ之ヲ議院ニ報告スヘシ(削除)

おおよそ議院に付せらるる議案は、皆議事日程に記入せ
られたる後に朗読せらるべし。政府の議案なり、議員提出
の議案なり、皆かくのごとくなるべくして、便宜により、
議長その前に一応の報告をなすこともあらん。しかれども、

これらの諸案につきては別に報告をなすべしと規定せずし
て、特に貴族院回付の議案のみにこの条を設くるの必要な
ければ、余輩はこれを削除して簡淨に帰せしむるの優れる
にしかずと思考す。

〔協議委員〕

第百八十九条 協議委員ノ選挙ハ無名投票ヲ以テシ選挙
スヘキ人員ヲ連記スヘシ

協議委員は特別委員の一種にして、これを選挙するの方
法また他の特別委員に準ぜざるべからず。けだし、委員を
選挙するに無名投票を用いるは、その正則なれども、時に
あるいは議案の性質によりて、その選挙を指名に付するの
便なることなきにあらず。規則第三十九条に「議院ハ特別
委員ノ選挙ヲ議長又ハ各部ニ委任スルコトヲ得」といえる
交通の一項を設けたるは、けだし、これがためなるのみ。
協議委員もまたしかり。その協議を要する事件の性質によ
りては、あるいは指名を便とすることなきにあらず。今も
し百八十九条の文のごとくせば、必ず無名投票を用いざる
べからず。余輩は、これを削除して、自然に三十九条の第
二項をここに適用し得るの途を開かんと欲す。

余輩が連日、筆をこの題案につけて開陳したるものは、一見して修正を加えんと欲するの個条を略挙せしにすぎずして、もとより精細の調査をなしたるにあらず。前日の紙上にも述べしごとく、規則の調査委員は甲乙の二種に分かち、甲には概略の調査を託して、これを本年の議事に適用せしめ、乙には精細に調査をなさしめて、これを明年に議定せしめんとするの意見にして、余輩のここに記述せしは、すなわち甲の目的にとれるもののみ。

終わりに臨み、余輩は一言すべきものあり。貴族衆議の二院は、その構成の元素異なりといえども、特別僅有の場合を除きては、二院の職務はほぼ相同じくして、議事規則のごときは大抵一途に出づるを便とす。ゆえに、この規則を採用するに当たりては、二院の間に協議の一会を開きて、共通の個条を打ち合わすを必要となす。かくのごとくなれば、すなわち共に罅漏(かろう)を補うの利益あらんと信ずるなり。

(明治二十三年十月十五日)